

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 1 3 9 号
件 名	要援護世帯への灯油代助成（福祉灯油）を求めることについて
要 旨	<p>灯油価格が昨年に比べ大きく上昇し、市民生活に重大な影響を与えています。これから厳しい冬を迎える新潟市において、暖房用の灯油は必需品であり、灯油の値上がりは死活問題になっています。</p> <p>収入の少ない高齢者、障がい者、独り親家庭、生活保護世帯など要援護世帯にとって、灯油は生命をつなぐために欠かすことのできないものです。灯油高騰は、コロナ感染拡大の下で外出を自粛しているこれらの世帯の生活に追い打ちをかけるものであり、灯油高騰に対する緊急の支援策が求められています。</p> <p>11月12日、金子総務大臣は、地方自治体が行う、生活困窮者に対する灯油購入費の助成といった価格高騰対策の経費に対し、特別交付税措置を講ずる。地方自治体が、生活者や事業者の支援に不安なく取り組めるよう、財政支援をしっかりと行っていくと記者会見で述べました。</p> <p>新潟県では、生活保護世帯に、灯油価格が前年度比で18%上昇した場合で、市町村が灯油購入助成を行った場合、1世帯当たり2,500円を上限に半額を助成しますが、政令指定都市である新潟市を助成の対象としておりません。新潟県は、高齢者、障がい者、独り親家庭などの要援護世帯には助成制度はありません。灯油価格は既に18%を超えており、一刻も早い助成が求められています。年末を前に、これらの要援護世帯に、新潟市として灯油代助成（福祉灯油）を行っていただきますよう、下記のとおり陳情いたします。</p> <p style="text-align: right;">（裏面につづく）</p>
付 託 年月日 委員会	<p style="text-align: center;">第1項 } 市民厚生常任委員会 } 令和3年12月13日 } 第3項</p>
受 理	令和3年12月3日 第454号

	<p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none">1 生活保護世帯、高齢者、障がい者、独り親家庭などに対し、1万円の灯油購入代金助成（福祉灯油）を一日も早く行うこと。2 障がい者施設、高齢者施設、児童施設へ灯油購入代金助成（福祉灯油）を行うこと。3 国、新潟県に対し、上記第1項、第2項の費用を助成するよう要望すること。
--	--